

ジェンダー平等政策と バックラッシュの背景

船橋邦子 所員／人間関係学部教授

——はじめに

1999年に制定された「男女共同参画社会基本法」（以下、「基本法」）は、前文において「男女共同参画社会の実現」を「21世紀のわが国社会を決定する緊急にして最重要課題」と位置づけた。1979年国連で採択され1985年に日本政府が批准した「女性差別撤廃条約」（以下、「条約」）に基づいて策定された「基本法」は、性別に関係なく、誰もが人として尊厳を侵されることなく自分で選択、決定して生きられる社会として「男女共同参画社会」を描き出している。全国の自治体では、同法の制定を契機に「男女共同参画政策」「男女平等政策」推進に向けて条例づくりが進み始めた。ところが、その頃から、これらの動向に対する批判的言説が出始め、バックラッシュ（歴史のやり直し）現象は急速に全国規模で広がっていった。まずは東京都の条例に「条約」や「基本法」の理念と矛盾する「男女の違いを認めつつ」という性別特性論を認める一文が挿入された。「条約」は、男女は人間として平等だが男性、女性それぞれ性別には特性があり、その特性を活かして相互補完的に男女が役割を担うという「性別特性論」を打破しない限り、差別はなくなならないという認識に立脚している。この「性別特性論」に固執した反論に始まり（この主張は今日でもバックラッシュ派の批判の中心を占めている）2003年には千葉県で条例策定自体が否認され、事務局案が廃止となる事態が起きた。

女性解放、家父長制（男性優位社会）の変革を展望する思想と行動を指すフェミニズムにはバックラッシュはつきものである。スーザン・ファルディは『バックラッシュ』⁽¹⁾という著書の中で、このバックラッシュという言葉は、1980年代にアメリカでメディアも巻き込んで、ニューライトがフェミニズムを標的にした宣戦布告をした社会現象として使用されたとしている。政治的にはニューライトのレーガンが登場し、中絶クリニックが放火の対象となり、家族の絆が叫ばれ、

(1) Susan Faludi, *Backlash: The Undeclared War against American Women*, 1991, New York、邦訳『バックラッシュ——逆襲される女たち』伊藤由紀子/加藤真樹子訳、新曜社、1994。

TVやスクリーンには、よき妻が描き出され、フェミニズム運動への財政的締め付けが行なわれた時期だった。2000年を境にして日本において始まったバックラッシュもアメリカのそれと酷似している。

本稿の目的は、人権確立に向けた変革に対する反動のベクトルを分析することである。バックラッシュ現象について、バックラッシュ派は、なにを意図して、なにをパッシングしているのか、また、このバックラッシュの背景にあるものはなにか、それらを担う人たちの心性について考えることで、いま、私たちは、どのような時代状況に生きているか、について認識を深め、今後の展望を見いだす手がかりとしたい。

なお、本稿において「男女平等政策」あるいは「男女共同参画政策」とせずに、あえて「ジェンダー平等政策」としたのは性別特性論を超えた「男女平等」という意味を含めるためであることを断っておきたい。

1——日本のジェンダー問題の現在

バックラッシュ現象は、フェミニズムが制度の領域に入り権威と権力を持つようになった必然的結果だといわれることがある。私も、一面では、その見解は間違っていないと思う。それでは、日本では、どれほどにまでにジェンダーの平等化は進んでいるのだろうか。

まず、国際基準で日本のジェンダー平等化をみてみたい。

『人間開発報告書』(国連開発計画—以下、UNDPと表す—2005)が定めた指標によると人間開発指数(H.D.I)では日本の女性は、世界で11位、ジェンダー開発指数(G.D.I)は14位、政策決定過程への参画度を示すジェンダーエンパワメント指数(G.E.M)は43位である。とりわけ、政治の分野での女性割合は低く、衆議院議員の2005年9.0%は世界185か国中132位、地方議会における女性議員の割合も町村議会では5.8%ときわめて低い(ただし20年前には2%未満だったので3倍増)⁽²⁾。「基本法」は、基本理念のひとつとして「政策や方針決定過程への女性の参画」を掲げ、2005年末に閣議決定された第2次男女共同参画基本計画においても重要分野に位置づけられた。

また最近では、この計画に従って、男女共同参画担当大臣が都道府県や指定市、大学などに対して「20年までに指導的地位に占める女性の割合を30%程度に」とする国の目標を達成するため数値や達成期限を定めた自主的な取り組みを求める文書を送付している(朝日新聞2006年9月6日)。

これは、「基本法」に明記された「積極的差別是正措置」(ポジティブ・アクション)と関係している。機会の平等だけではなく、事実上の平等を重視し、差別撤

(2) 独立行政法人国立女性教育会館『男女共同参画統計データブック2006』ぎょうせい、2006年。

廃のため積極的措置をとることを暫定的なものとして差別と解してはならないと明記した「女性差別撤廃条約」に倣ったものである。しかしながら日本の「積極的差別是正措置」(ポジティブ・アクション)は、各審議会のメンバーを30%にするという限られた部分に導入されているに過ぎない。女性議員の割合が高い国では「積極的差別是正措置」政策として政治の分野でのクオータ制(割り当て制)を採用している。とりわけ、1990年代に〈女性団体連合〉が「あらゆるところにクオータ制の導入を」という統一要求の実現に向けた女性運動を展開した韓国では、政策決定過程への女性の参画の急増などジェンダー平等政策の急速な進展が目される。

一方、日本では、労働市場への女性参加が確実に進んだ。2004年の『女性労働白書』によれば雇用総数に占める女性の割合は増加し続け、2203万人(41.4%)で数、割合とも過去最多を更新した。働く妻も1970年から2002年までに2.7倍に増えている。その意味では女性の社会参加は進んだといえる。

とはいえ、このことが「条約」や「基本法」のいう女性の「自立」にどれほどまでにつながっているのだろうか。

周知のようにグローバル化に伴う雇用の弾力化、流動化による雇用量の調節で男女共に雇用形態別での非正規雇用は増大した。正社員は、1997年の3811万人をピークに2004年には3409万人にまで減少したのに対し非正規労働者は1990年代に入り急増し、1991年673万人から1538万人(2004年)と2.3倍となっている。男性もまたリストラの対象となり非正規雇用が増え、「労働の女性化」といわれる現象が生まれている。その結果、1960年代に高度成長経済を支えた「男は外で働き、女が家庭を守る」という性別分業・性別役割、「一家の大黒柱」としての男性の役割、男性＝稼ぎ主とされる「男らしさ」を支えてきた体制が崩れつつある。このことはポスト高度成長経済時代の労働の規制緩和が労働市場のフレキシビライゼーションを生み、業績主義の導入と相俟って、日本の戦後経済システムを支えてきた終身雇用、年功序列制度、企業内組合、妻子の扶養を当然視した家族賃金体系の崩壊を意味している。競争、能力と努力、多様性を謳った「新自由主義構造改革」では、所得格差は能力と努力の反映であり、格差は「公正」な格差とみなされる。

3年ごとに行なわれている厚生労働省「所得再分配調査」によると勤労世帯の所得は6年間下がり続け、2002年には300万円以下の世帯数は全体の4割(39.7%)、3年前に比べて6.2%も急増している。貯蓄なし家庭は5世帯に1世帯、年間3万人を超す自殺者のなかで中高年男性の割合の急増や40代、50代男性の孤独死など、格差社会のなかで、男性が従来のような「企業中心社会」で「男らしさ」の象徴だった稼ぎ主としての男性役割を演ずること自体が困難な状況にある。この貧富の二極分化は、女性において顕著にみられる。非正規雇用者の7割を女性が占め、さらに増加の傾向にある。1985年には女性の非正規雇用が31.9%だっ

たのが2004年には51.6%と拡大している。その結果、女性の40%が年収200万円以下に位置づけられる。

とりわけ、母子家庭122万5400世帯（2003年）の貧困化は顕著で女性の非正規雇用者の約10%が母子家庭である。このように日本における女性の社会参加は、「指導的女性」として一部のエリート女性の数を増やすという政策の一方、労働市場に参加する女性の多くが不安定雇用である非正規雇用者として労働の調節弁として位置づけられ、「女性の分節化」「女女間格差」を生み出している。その意味で男女共同参画基本計画にある女性の自立支援政策は女性のエンパワメントにつながっているとはいいがたい。

2——日本のジェンダー平等政策と国際基準の導入

（1）国連を中心とする女性の人権の国際基準の確立と日本への導入

すでに述べたように、日本政府によるジェンダー平等化のための制度化は、国際的動向、世界の歴史的潮流の影響を受けて推進された、といっても過言ではない。女性差別撤廃に向けた世界的な草の根の女性解放運動、女性の人権確立運動と国連の「女性の地位向上」についてのキャンペーンの相乗効果によって、運動は高揚し日本にもその波が押し寄せた。1975年に始まる国連が定めた「国際女性年」と、翌年からの「国連女性の10年」、1979年第37回国連総会で採択された「女性差別撤廃条約」（以下、「条約」）は、国連憲章の「基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等」、という考えや、世界人権宣言の「差別は容認することはできないものである」という普遍的原則を踏まえた女性にとって歴史上はじめての包括的な人権条約である。また、この「条約」には1960年代から先進工業国で展開されたフェミニズム運動が提起した理念が導入された。男性並みの公民権獲得を中心的目的とした19世紀から20世紀初頭の第一波フェミニズム運動に対して、この運動は第二波フェミニズム運動と呼ばれている。日本においても1970年に始まった同様の運動は、ウーマンリブとよばれ多くの共通点がある。

第2波フェミニズム運動は、そのなかで生まれた有名なスローガン「個人的なことは政治的なこと」（The Personal is Political.）が象徴しているように、性差別の問題を公的領域のみならず、家族、セクシュアリティなど私的領域を対象に分析し、公的領域および私的領域において性差別が再生産される構造、それを支える性別分業・性別役割の社会構造を問題にした。これらの成果を取り入れた「条約」は従来の国際的条約とは異なり、私的領域にまで差別の対象を広めた。第2条（e）では「個人、団体、企業」による女性差別を撤廃すること、（f）差別的な「慣行、慣習」を修正、廃止することとして、第5条では性別役割を固定化するような日常における「慣行、慣習」「行動様式の修正」など、私的領域である妻と夫の関係をはじめ、日常に見られる、あらゆる女性差別や社会慣行における女

性差別を撤廃しない限り、社会のすみずみにある女性差別はなくなることを明文化した。また、以下の「条約」の前文に見られるように国際女性年の「平等・開発・平和」の三大テーマに基づいた近代の社会経済システムを問い直し、それに替わる対抗文化の方向性を示している。

「公正で正義にもとづく国際経済秩序の確立、人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が性差別撤廃には不可欠であること」

「国際平和のために軍備の縮小、核軍備の縮小の達成、国家間の関係における正義、平等及び互恵の原則の確認、外国の支配下、植民地下、外国の占領下での人民の自決の権利、人民の独立の権利の実現、国の主権及び領土保全の尊重は、男女の完全な平等達成に貢献する」

この文章は、近代社会が行なってきた力（武力＝国家の暴力）で世界を支配すること、「強いことはいいことだ」とする力の論理、不公正な大国による支配という垂直体制への反省と、暴力的な装置を変えることなくして性差別はなくなることを明言したものといえる。

ところが日本のジェンダー平等政策には「平等」のみが導入され、「平和」や「開発」については、ほとんど考慮されてこなかった。このことは「男女共同参画政策」が行政主導で制度化されてきたことと大いに関係している。ジェンダー平等化は、きわめて政治的課題であるにもかかわらず自治体の政策課題化されることで「非政治化」された。そのためにジェンダー平等の推進派はバックラッシュ派の「政治性」にたいする対応が遅れたことを筆者は千葉県の事例を分析した「条例制定の『攻防』からみえてきたもの」^③の論文で明らかにした。

もうひとつの国際基準として論じておきたいのは国連における「ジェンダー」という概念の導入である。女性学、フェミニズムの世界に「ジェンダー」という概念が導入されたのは1970年代から1980年代のことだ。日本の女性学に階級、人種、民族と同様に有効な分析概念として使用される契機となったのは1989年NWE C（独立法人 国立女性教育会館）で開催された国際シンポジウムでのデルフィのジェンダーに関する以下の発言^④が契機となっている。これ以降、1990年代半ばごろから女性学に替わってジェンダー論やジェンダー研究という言葉・名称・概念が頻繁に使われ始める。

「ジェンダー」という用語が、学術用語だけではなく国連の文書に採用される

（3）船橋邦子「条例制定をめぐる『攻防』からみえてきたもの」『女性学』（日本女性学会機関誌）11号、2003年。

（4）フランスのフェミニスト思想家であるクリスティーヌ・デルフィの以下の発言をさす。

- ・文化的・歴史的に多様な『性別』の概念をひとつに表現できること。
- ・分析の対象が男女という二項から差異の切断線へと移行。
- ・この差異は非対称的差異、権力関係であることが明らかになったこと。

ようになったのは1990年代に入ってからのことである。1994年カイロでの「国際人口・開発会議」では男女平等にあたる言葉として「ジェンダー・イクオリティ」が使われたのに対してイスラム圏の国から平等より公正さに主眼をおいた「ジェンダー・イクイティ」が主張され、言葉をめぐって分裂した。前者は、性別特性に基づく性別役割を超え、両性間にある不均衡な力関係の解消を意味しているのに対して、後者は性別役割を前提として男女間の公正さのみを問題としている点に違いがあった。しかし、現在では国連開発計画や国連人口基金などの公式文書で「ジェンダー・イクオリティ」がキーワードとして使われている。

日本では、北京会議後、性別特性論を前提とする「男女平等」と区別するために「ジェンダー平等」という表現が使われ始めた。しかし、ジェンダーという概念が日本では学界の定義が定着する前に訳語をもたずにカタカナ語で使用されてきたこともバックラッシュ派にバッシングの口実を与えることとなった。実際、千葉県議会での条例策定の論争では女性差別の現状や撤廃に向けての論議はなく、曲解に対する反論を含めジェンダーをめぐる非生産的議論に終始した。その結果、女性差別の実態をむしろ不可視にしてしまう結果をもたらした。

ジェンダー概念についての論議に関しては本稿では省略するが、日本女性学会ジェンダー研究会編『Q & A 男女共同参画／ジェンダーフリー・バッシング——バックラッシュへの徹底反論』^⑤を参照していただきたい。

(2) 女性政策から男女共同参画政策へ

以上、述べてきた国際的な女性の人権確立運動は日本では、いかに受け止められ、どのように推進されたのだろうか。

日本政府は、国際的動向に対応し1975年「国際女性年」に女性の地位向上を総合的に推進するナショナル・マシーナリーとして婦人問題企画推進本部を総理府に設置するとともに女性行動計画を策定した。それ以降も国際的な歴史の流れを受けて1980年「国連女性の10年の中間会議」で行なわれることになっていた条約の署名は、その前日に決定された。それを批准するために、父系中心主義だった「国籍法」を改正、家庭科の男女共修、「男女雇用機会均等法」など国内法の整備を行ない、1985年に条約を批准した。

第4回世界女性会議が北京で開催された1995年を前後して国レベルでは総理府に「男女共同参画室及び男女共同参画審議会」が設置され、1996年には「男女共同参画2000年プラン」(以下「プラン」)が策定された。また女性のエンパワメントのための活動の拠点として女性センターが次々に全国各地に建設され、行動計画の策定や行政機関での専門窓口の設置など男女共同参画の政策への取り組みが

(5) 日本女性学会ジェンダー研究会編『Q & A 男女共同参画／ジェンダーフリー・バッシング——バックラッシュへの徹底反論』明石書店、2006年。

進んだ。さらに1999年「基本法」制定により、それまでの「女性政策」が新たな位置づけの段階に入った。

それを端的に示しているのは性別分業・性別役割の固定化によって構造的に維持されてきた不公正な制度を改正していくことの必要性が「プラン」に盛り込まれた点である。つまり多様な選択が可能で、かつ尊重される社会システムの構築、特定のライフスタイルのみを優遇する政策から、あらゆる個人の生活を尊重する公正な政策への転換、選択構造の見直しを意味している。

さらに、「基本法」制定にいたるまでのプロセスが、従来の立法化のそれとは大きく異なっていることを指摘しておきたい。国連は1990年代に入ってN G O（非政府組織）のロビー活動やN G Oの集団の声であるN G Oレポートを行動計画に導入していった。日本政府も、これに従って情報公開を行ない、N G Oや個人からのパブリックコメントの収集や、審議会メンバーとの意見交換会や公聴会も開催されるようになった。このような動きは自治体による条例制定の方法にも影響を及ぼした。

しかしながら、一方では「基本法」の内包する限界、両義性がバックラッシュの一要因と筆者は考えているので、そのことについて言及したい。「基本法」の素案内容が明らかになったときにフェミニズムから提起された批判は以下のようなものだった。第1は名称の問題である。男女平等法でもなく女性差別禁止法でもない「男女共同参画社会基本法」といった名称のもつ内容の不明瞭さ（それゆえに国会議員全員一致で成立したと言われたが）への批判があった。第2は「基本法」の前文にある「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急激な変化に対応していく上で、男女が互いに人権を尊重しつつ」という人権と社会情勢の逆転した発想への批判である。第3には、女性の社会参加の促進は、労働市場の調節弁として経営者にとって都合のいい形で女性労働力を狙ったものだという批判である。実際、労働規制緩和のもとで女性労働の最低賃金の底割れと労働基準法の改正に伴う保護規定の撤廃により休日労働、深夜労働への女性の参入が始まり、女性の労働強化は一層厳しくなりつつある。

にもかかわらず、「基本法」は、基本的人権のうちで女性にとって最重要である労働現場での性差別禁止を事業者の責務として明文化していない。第4には基本理念として「男女の人権の尊重」と明記されたことにより、「女性の人権は普遍的人権である」という普遍主義が、アンビギュアス（曖昧）にされたという批判だった。

このような批判は出たものの、「基本法」の成立の時代状況との絡みのなかで、新たな国家権力による社会秩序が、どのように再編されようとしているのか、女性は、どのような形で社会参加することで、どんな体制、どんな国のありように組み込まれていこうとしているのか、言いかえれば私たちは、どのような社会に「男女共同参画」していこうとしているのか、さらには「男女共同参画」を推進

していくことで、国家観を含めたどのような社会をめざすのかについての議論がフェミニズムの立場で十分に展開されたとはいいがたい。

3——バックラッシュの動向と時代背景

(1) バックラッシュの経緯と時代背景

北京女性会議では、それまでの『行動計画』ではなく、各国政府に、より実効性を求める『北京行動綱領』として採択された結果、1995年以降、日本においてはジェンダー平等化は、法整備などを含めて制度化がすすんだ。従来の行動計画では「固定的性別役割意識の是正」が最優先課題とされることが多かったが、1996年策定された「男女共同参画2000年プラン」には、ジェンダー平等化のための「社会システムの構築」が第1の課題として掲げられた。法整備は、男女雇用機会均等法（1985年、1997年、2006年改正）、育児休業法（1991年、1995年改正）、介護休業法（2001年）やドメスティックバイオレンスに関する法律（DV法——2001年、2004年改正）などに見出すことができる。

このような制度化の進展に比例してバックラッシュは可視化されていった。そのはしりは1996年に審議会がまとめた民法改正要綱の「選択制夫婦別姓制度」に対して「家族の一体感を壊す」という激しい反対の声にみられた。

2000年ごろからジェンダー平等化に対してバックラッシュ派は明確かつ露骨に姿を見せ始めた。2001年衆議院文部科学委員会では家庭科教科書での「性」の取り扱い方や、「多様な家庭像」について取り上げ、先述した東京都男女平等条例の前文に女性差別撤廃条約が性差別の再生産の要因とした「性別特性論」である「男女の違いを認めつつ」の一文が挿入されるなど、にわかにその活動は活発化していった。千葉県では条例制定をめぐる激しい攻防の末、条例は廃案となり、全国の都道府県で唯一条例のない県となった。千葉県条例策定をめぐる攻防に関しては筆者自身、「千葉県男女平等条例ネットワーク」の一メンバーとして運動にかかわった立場から、そのプロセスを先に紹介した拙稿で分析した。そこでバックラッシュ派として私たちの前に姿を見せたのは「新しい歴史教科書をつくる会」や「夫婦別姓に反対する会」、多くのビラを配布した「日本会議」のメンバーだった。

2001年、彼らは「新しい歴史教科書をつくる会」の中学校歴史、公民教科書が検定合格した後、ただちに全国の教育委員会に採択の請願書をいっせいに提出し、それが一段落した段階で運動のターゲットを男女共同参画に向けてきた。同年の9月には1997年に天皇制国家の再建、改憲を主要目標として結成された「日本会議」が「日本女性の会」を結成し、「家族の絆、日本人の美德、国への誇りと愛情」を取りもどす世論形成をしていくと宣言し、草の根の女性運動を開始した。日本会議、日本会議・議員連盟、つくる会、産経新聞というマスコミと一体とな

ったバックラッシュ派の運動は、彼らの国家観に基づいて横断的にきわめて組織的に形成されていった。男女共同参画政策へのバッシングが始まる以前に、彼らは、夫婦別姓反対や「従軍慰安婦問題」への攻撃、「新しい教科書をつくる会」運動として展開し、それらの運動は、2000年を境に草の根保守派として横断的につながり、ネットワーク化に成功した。この条例制定をめぐるバックラッシュの動きは、全国の地方議会で「男女混合名簿」の廃止や性教育実践、ジェンダーフリー教育への批判と展開していく。

2005年には自民党内に安倍晋三の主導で「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」が結成された。この動きは、全国各地のバックラッシュ派をより元気づけて、「第2次男女共同参画基本計画」に「条約」や「基本法」に明らかに矛盾する「ジェンダー」についての彼らの注釈を入れることに成功させた。

その意味では、日本のジェンダー平等政策は、国際的基準からますます乖離する傾向にある。

それでは、バックラッシュ派の組織的巻き返しは、なにを意図していたのだろうか。それを考えるためには「基本法」が制定された1999年の時代状況を見る必要がある。同年「新しい歴史教科書をつくる会」が発足した。また同法が成立した第145国会では周辺事態法、国旗・国歌法、改定住民基本台帳法、通信傍受法、地方分権一括法、憲法調査会設置、さらには外国人登録証の常時携帯に関する罰則規定を細分化した外登法、強制退去者の再入国禁止期間を延長（1年から5年に）した入管法など排外主義的な法律が成立している。それは、日米地位協定（いまや日米同盟といわれる）の強化、改憲の準備、国民の管理強化といった「戦争のできる国」への布石を敷くための法律の整備だった。と同時に教育の現場での性教育へのバッシング、「君が代」の強制、「心のノート」配布、教育基本法の改定などの動向が急速に進んだ。

バックラッシュ派の意図は、「戦争ができる国」としての家父長的国家主義的な歴史的転換にある。「戦争のできる国」の存立は、国家による国民のコントロールを不可欠とする。「教育改革」は、「社会を見る眼を奪い、心理主義化をすすめる」ための「教育装置」のつくりかえ、だと亀田温子は表現している⁶⁾が、ジェンダー平等化の目的は、そのような意図とは真っ向から対立する。また軍事化を支えるのは家父長的「男らしさ」であり、「男らしさ」を支えるのは「女らしさ」である。つまり固定的な性別役割や性別分業を是正すること、性別にとらわれずに個性、一人ひとりの持つ可能性を発揮できる社会の実現を目的とするジェンダー平等政策は明らかに軍事化とは相容れない。差別に敏感で、権力の濫用に

6) 亀田温子「教育装置のつくりかえ——社会を見る眼を奪い、心理主義化を進める教育改革とは」『女性学』（日本女性学会機関誌）11号、2003年。

批判的な人権意識を持った「市民」によって構成される社会は、国家による暴力である戦争を容認しない。その意味でバックラッシュ派がジェンダー平等政策の主流化の歴史に巻き返しを図ったのは当然といえよう。

(2) バックラッシュ派の心性

以上、可視化された保守層、いわゆる守旧派による動向と時代背景について述べてきた。しかしながら、これらのバックラッシュの動向を支えているのは「日本会議」に結集するイデオロギーな政治的集団や男尊女卑の守旧派だけではない。バックラッシュ派の主な論点は、①男女共同参画は、男らしさ、女らしさを全否定し、日本の伝統や文化を破壊する、②「専業主婦」を否定するなど、他人の生き方に介入する、③家族の絆を破壊する、④積極的差別是正措置などに見られる「結果の平等」の主張は共産主義思想である、などである。このうち、②と③を主張する人々の心性は、フェミニズム運動が提起してきた性別分業、性別役割を固定化するシステムの見直しや、世帯単位から個人単位への社会システムの構築などの制度化に対して不安と抵抗があることを北田暁大⁽⁷⁾、海妻径子⁽⁸⁾らが指摘している。

北田は、パッシングの深層に「近代的家族の相対化への不安が根っこにある」としている。また、『恋愛』『性』『結婚』といった、近代社会において『公』に対する『私』、個人のプライベートは「他の社会領域から独立した『この私』の価値が充足される特権的な空間として位置づけられてきたため」「自分が正しいと信じる家族像や性規範を選択肢の一つとして認めること」⁽⁹⁾が困難である層の存在に注目した。彼ら、彼女たちにとって「自分にとっての『善』が選択肢の一つとして相対化されることを拒む」⁽¹⁰⁾、換言すれば自分たちは「普通」で他は例外とみることによって安心する人たちの心性にバックラッシュ的心性があらわれる、という指摘である。これらの心性にはフェミニズムの「個人的なことは政治的なこと」という私的領域における権力関係などを認めない、いや認めたくない、また、そのような考え方こそが家族解体の原因とみる心性が働いている。もっとも近年の日本の家族政策、教育政策において「心のノート」の配布など、急速に進む心理主義的方向も、社会保障を家族頼みにしてきた日本型福祉社会も、このような心性を利用してきたことはいうまでもない。

海妻は、インターネット上でフェミニズムを「フェミナチ（フェミニズムはナチズム＝全体主義）」とよぶ若年の男性の動向に注目している。すでに述べたよう

(7) 北田暁大「ジェンダーフリーたたきの深層」『論座』2005年3月。

(8) 海妻径子「対抗文化としての〈反「フェミナチ」〉—日本における男性の周縁化とバックラッシュ」
木村涼子編『ジェンダー・フリー・トラベル』白澤社、2006年。

(9) 前掲、北田、175頁。

(10) 前掲、北田、175頁。

に男性稼ぎ型モデル政策のいきづまり、「男らしさ」を支えてきた経済基盤の解体による労働市場における「男性の周縁化」は、海妻のいう〈真の男性〉と〈男性にはなれきれない者〉との格差を広げてきた。すなわち90年代に入ってから社会問題化してきたフリーターの増加、男性の非正規雇用の増加といった現象によってホモ・ソーシャルな〈男性の絆〉は破壊された。しかしながら海妻は「男性になれきれない者」は、男性としてのアイデンティティ・クライシスのなかでも男であることを降りずに、フェミニズムを支配権力の一部としてバッシングしていると指摘している。と同時に、そこにより弱いものへの支配により男性性を再編するという心性を見いだしている。

4——今後を展望するために

フェミニズムに対するバックラッシュは、つねに日常的に慢性的現象としてあることを私たちは自らの経験を通じて知っている。そして、また巻き返しの力は、変革の力に比例するものだということも知っている。本稿で明らかにしたように1970年代以降のジェンダー平等化の動きは、多国籍企業による上からのグローバル化に対して女性NGOで活動する主体性をもった女性たちによる世界的ネットワーク化であり、下からのグローバル化の成果であるといえよう。人、モノ、資本、あらゆるものが国境を超えて動き、公害や人身売買など地球規模の問題が発生するなかで市民社会と個人をつなぐNGOの役割、それを担う市民の役割の重要性が増してきた。これらのNGOの広がりのなかで、国民国家の位置は相対的に低下しつつある。日本においても市民が力をつけ、市場原理に乗らない地域循環の経済システム構築の追求や市民バンクの活動⁽¹¹⁾をはじめ相互に支えあう地域コミュニティを創生するNGOやNPOなど動きも、徐々に増えてきている。

またインドのNGO、SEWA⁽¹²⁾のように最貧困層の女性たちが協同組合運動と政策提言活動を重ねている組織も世界各地に誕生している。このようなNGOの活動の集積が「経済開発」ではなく「人間開発」という概念を生んだ。

誰もが人間としての尊厳を侵されることがなく、健康で安全かつ精神的自由が保障されるシステムを政策化することの重要性へのNGOの認識は国連開発計画や文書に導入され、NGOの視点が不可欠であることを国連もNGO自身も認識し始めた。

ジェンダー平等政策は、女性の社会参画を進めることでエリート女性とパート労働女性を分節化することを目的とするものではない。多様なライフスタイルが

(11) 例えばコミュニティファンドとして地域の女性たちの事業を支える女性・市民信用組合設立が横浜で準備されている。

(12) 喜多村百合『インドの発展とジェンダー』新曜社、2004年参照。

尊重され、一人ひとりが潜在能力を活かせる生活の質を大切にする政策が優先されることが目的である。そのためには福祉を充実するための社会的インフラの整備は不可欠である。そのひとつの手段として、大切なのはジェンダー問題を政治課題化していく運動であり、運動と連携して政策化できる議員を韓国のように増やしていくことである（本誌山下論文参照）。

しかし、世界を覆うネオリベリズムは、競争を煽ることで、人々を分断し、人々から社会的連帯の力を奪っている。だからこそ、「男らしさ」の象徴であるミリタリズムのグローバル化の広がりには抗していくためには「公民」ではなく、差別に敏感な、国家主義に組み込まれない主体性のある「市民」と「市民」の連帯する力が不可欠である。軍事力＝男らしさの誇示による「国の安全保障」に対して、一人ひとりの生存権、生活権が保障され、安全で安心して暮らせる「人間の安全保障」こそが求められている。

21世紀は「人権の世紀」、「平和と共生の世紀」として、暴力ではなく対話を、競争ではなく共生を、戦争ではなく平和を希求し、そのためにはだれもが日常的に差別を見抜く力をつけ人権概念を広げる運動を世界の女性たちは草の根レベルで進めてきた。バックラッシュの動きも、ネオリベリズムと国家主義との補完による軍事主義のグローバル化も、歴史を長いスパンで見ると、人権と民主主義をベースにした社会の方向に進んでいくことを私たちは歴史から学んできた。自覚し目覚めた女性たちは、もう一度冬眠することはないし、男たちのなかに「男らしさ」と心中しないで「鎧」を脱ぐ男性たちも誕生しているのだから⁽¹³⁾。

[ふなばし くにこ]

(13) 具体的には日本のメンズ・リブ運動や、カナダのマイケル・カウフマンが中心となって「暴力を選ばない男になろう」と世界の男性に呼びかけるホワイト・リボン・キャンペーンなどがあげられる。